

役員に対する報酬等の支給の基準の変更及び職員の退職手当以外の給与等の支給の基準の変更について

役員に対する報酬等の支給の基準の変更及び職員の退職手当以外の給与等の支給の基準を下記のとおり変更する。

記

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程（平成21年規程第67号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」の次に「」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を加える。

第26条第2項第1号中「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110」に改め、同条同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の71.25」に改める。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の110」を「100分の106.25」に改め、同条同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第3条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の170」の次に「」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の180」を加える。

第4条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の180」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年12月24日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程（次項において「改正後の給与規程」という。）の規定は令和7年4月1日から適用する。
(給与の内扱)
3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内扱いとみなす。